

介護給付にかかるQ&A
(令和6年12月1日 現在)
春日部市 介護保険課

介護給付にかかるQ & A(令和6年12月1日 現在) 春日部市 介護保険課

番号	分 類	項 目	質 問	回 答
1	居宅介護支援	ケアプラン	居宅サービス計画書(2)の短期目標の有効期間が切れた際にも、改めて担当者会議を開催し、再度ケアプランを作成しなくてはならないのか。	短期目標設定期間終了時には、目標達成状況の確認を行うが、それに応じたサービス内容の見直しが必要な場合は、通常と同様の手順で再度ケアプランを作成することが望ましい。
2	居宅介護支援	サービス担当者会議	サービス担当者会議の開催時期は、例えば更新時などは「要介護更新認定がでたとき」等となっているが、サービス担当者会議を認定日の前に予め開催しておいてもよいのか。	サービス担当者会議の開催時期は以下のとおりとされている。 ① 新規申請中又は区分変更申請中の利用者にサービスを提供するため、暫定で居宅サービス計画を作成したとき。 ② 利用者が要介護更新認定又は要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合。 したがって、サービス担当者会議は認定日(認定結果が出た日)以降に開催されるべきである。
3	居宅介護支援	請求	利用者が月の途中で転出した場合、居宅介護支援費は請求できるのか。	利用者が転出により資格を喪失した時点で居宅介護支援を行っている場合は請求可能。 また、転出後の利用分については、転出先の保険者において請求可能。
4	居宅介護支援	請求	利用者が月の途中で要支援から要介護へ区分変更した場合、その月の居宅介護支援費は誰が請求するのか。	月末時点で担当している居宅介護支援事業所が請求する。 また、要介護から要支援への区分変更の場合は、月末時点で担当している地域包括支援センターが請求する。
5	居宅介護支援	請求	利用者が月の途中で要支援から要介護へ区分変更し、新規で居宅介護支援事業所と契約をしたが、区分変更後にサービスの利用はなかった。この場合、その月の居宅介護支援費は誰が請求するのか。	区分変更後にサービスの利用がなかった場合は、サービス利用時点で担当していた地域包括支援センターが請求することとなる。 なお、区分変更後にサービスの利用がない場合に、月末時点で契約している居宅介護支援事業所が、保険者に「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出してしまふと、当該地域包括支援センターによる請求が無効となるため留意すること。
6	居宅介護支援	請求	45件以上の利用者を受け持つ場合、居宅介護支援費はどのように利用者に割り当てたらよいか。	利用者との契約日が古いものから順に割り当てる。 具体的には、居宅介護支援費Ⅰを算定する場合、1件目から44件目(常勤換算で1を超える数の介護支援専門員がいる場合は、45にその数を乗じた件数から1を減じた件数まで)については居宅介護支援費(ⅰ)を、45件目(常勤換算で1を超える数の介護支援専門員がいる場合は、45にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、居宅介護支援費(ⅱ)若しくは居宅介護支援費(ⅲ)をそれぞれ算定する。なお、居宅介護支援費Ⅱを算定する場合は、44件目を49件目、45を50と読み替える。
7	居宅介護支援	運営基準減算	要支援認定者が更新申請を行ったが、有効期間内に結果が出なかったため、地域包括支援センターが暫定でケアプランを作成し、サービスを提供していた。審査の結果、要介護の認定が出たため、当該利用者を居宅介護支援事業所に引き継ぐことになったが、当該居宅介護支援事業所ではアセスメント及びサービス担当者会議を行っていないことになる。この場合減算をする必要があるか。	更新後も要支援認定が見込まれ、地域包括支援センターが暫定ケアプランを作成した利用者が要介護の認定を受けた場合においても、認定結果確認後、当該地域包括支援センターが行ったアセスメント及びサービス担当者会議の内容等を、速やかに居宅介護支援事業所に引き継いでいれば、減算の必要はないと考える。 ただし、要支援と要介護のどちらの区分になるか判断が難しい利用者に対して暫定プランを作成する場合には、どちらの区分であっても対応できるよう、あらかじめ地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携しておく必要がある。 なお、新規申請中の利用者で、要支援認定が見込まれる場合においても同様の取り扱いとする。
8	居宅介護支援	運営基準減算	要支援認定者が3月に区分変更申請をし、月をまたいで4月に要介護の結果が出た。そのため、申請日に遡って居宅介護支援を引き受けることとなったが、3月利用分については居宅としてアセスメント及びサービス担当者会議等を行っていない。これは減算して請求しなければならないか。	要支援認定者が区分変更申請を行う場合、要介護の認定が出るのが想定されるため、地域包括支援センターはあらかじめ居宅介護支援事業所と連携しておく必要がある。 したがって、問い合わせのように地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携がとられていない場合は、減算の対象となる。
9	居宅介護支援	運営基準減算	サービス担当者会議は必ず利用者の自宅で行わなければならないか。	サービス担当者会議の開催場所は特に規定はないが、利用者の状況等を把握するためにも利用者宅で開催することが望ましい。 なお、自宅以外で行われる場合は、その理由を支援経過等に記録しておくこと。
10	居宅介護支援	運営基準減算	利用者が入院し、居宅でのモニタリングが実施できない場合、減算する必要があるか。	モニタリングにあたって、下記のような場合には、特段の事情のない限り、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算の対象となる。 ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合 ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合 問い合わせのように、利用者の入院により居宅でのモニタリングが実施できない場合には、特段の事情に該当すると考えられるため、減算の対象にはならない。 なお、この場合の「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をすることができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

介護給付にかかるQ&A(令和6年12月1日 現在) 春日部市 介護保険課

番号	分 類	項 目	質 問	回 答
11	居宅介護支援	初回加算	初回加算における、「新規」の考え方について	契約の有無にかかわらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。
12	居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算について、利用者に関する必要な情報の提供手段は書面でなければならないか。	情報提供の方法は問わないが、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等を必ず居宅サービス計画等に記録しておくこと。 また、FAXやメール、郵送等により情報提供を行った場合は、先方が受け取ったことを確認し、その旨を居宅サービス計画等に記録しておく必要がある。
13	居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算について、一利用者に対して当該加算を算定した後、月をまたいで別の病院へ転院した場合、再度当該加算は算定可能か。	当該加算は、利用者が入院するにあたって算定されるものであるため、転院の場合は算定できない。
14	居宅介護支援	退院・退所加算	利用者が短期の入院をし、退院後サービスの利用を再開する際、状態像に変化がなく退院前のサービスを継続して利用する場合、あらためて居宅サービス計画を作成しなくても退院・退所加算は算定可能か。	当該加算は、利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえで、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定されるものであるため、居宅サービス計画を作成していなければ算定はできない。
15	居宅介護支援	退院・退所加算	算定要件にある「調整」とは、どのような行為を指すか。	ここでいう「調整」とは、サービス提供に当たっての事業所との連絡調整等を指す。 したがって、利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえで、居宅サービス計画を作成した場合においても、実際にサービスが提供されなければ、事業所との「調整」がされていないことになり、当該加算は算定できない。
16	居宅介護支援	委託連携加算	どのようなときに委託連携加算が算定可能か。	「利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定できる」となっているため、要介護と要支援を繰り返す場合は算定可。 ・委託先が変更した場合は、算定不可 ・市内転居等により包括が変更したが居宅はそのままの場合は、算定不可 ・包括が変更し、かつ、居宅も変更した場合は、算定可 ただし、厚労省から見解が示されていないため、保険者によって相違がある。
17	訪問介護	緊急時訪問介護加算	「緊急時訪問介護加算」をとる場合には、どのような条件が必要か。	利用者又はその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護が中心のものに限る)を、利用者又はその家族からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定可能。 また、本加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び本加算の算定対象である旨等を、ケアプランなどに記録しておく必要がある。
18	訪問介護	通院等乗降介助	介護付有料老人ホームの入所者が透析治療中の場合、ヘルパーによる介護タクシーを利用することが可能か。	利用者が特定施設入所者生活介護を算定している場合は、他の介護給付費は算定できない。 ただし、介護保険外サービスとしてのいわゆる介護タクシーの自費利用を妨げるものではない。
19	訪問介護	同居家族がいる場合の生活援助	利用者が生活援助を希望していても、同居家族がいる場合はサービス提供はできないのか。	同居する家族若しくは親族等(以下「家族等」という。)がいる利用者への生活援助については、家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して行われることとされており、さらに、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合に行われることとされている。 したがって、同居家族がいる場合であっても、家族等の障害、疾病等の理由や同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合の生活援助については、報酬算定の支給対象になり得る。 ただし、サービス提供にあたっては、まず家族等の支援を受けられる部分と受けられない部分を明確に区分し、適切なアセスメントに基づき、サービスの必要性や非代替性(家族等の支援を受けられない理由は何か、その時間帯に提供されなければならないサービスか、介護保険外サービス等他のサービスの利用は考えられないか等)について十分に検討したうえで、その内容をケアプラン等に記録しておくこと。
20	訪問介護	散歩等の介助	「散歩の同行」は訪問介護として算定可能か。	当該サービスが、自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資するものとしてケアプランに位置付けられるような場合については支給対象となり得る。 ただし「散歩等の同行」を訪問介護として算定する場合には、必要書類(申請書、居宅サービス計画書(1)、(2)、サービス担当者会議の要点、訪問介護計画書)を整えて、事前に春日部市に申請をする必要がある。

介護給付にかかるQ&A(令和6年12月1日 現在) 春日部市 介護保険課

番号	分 類	項 目	質 問	回 答
21	訪問介護	所要時間	訪問介護計画に位置付けられたサービスを提供したが、計画上のサービス提供時間を超えた場合、計画上の時間と実際にサービスを提供した時間のどちらで算定したらよいか。	計画に位置づけられたサービスを適切に行った場合、実際のサービス提供時間にかかわらず、計画に位置付けられた所要時間により所定単位数を算定する。 なお、実際のサービス提供時間が、訪問介護計画に位置づけられたサービスを行うのに要する標準的な時間に比べて、大きく異なっている状態が続く場合には、訪問介護計画の見直しを行う必要がある。
22	訪問介護	身体介護	糖尿病を患っている利用者に対する糖尿病食の調理は「特段の専門的配慮を行う調理」にあたるのか。	「特段の専門的配慮を行う調理」とは、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膀胱病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)の調理を指す。したがって、医師の指示に基づいて提供される、糖尿病を患っている利用者に対する糖尿病食の調理は「特段の専門的配慮を行う調理」にあたる。 なお、調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の指導に沿った調理を行うなど、引き続き医師や管理栄養士等との連携が重要であることに留意されたい。
23	訪問介護	同一介護者による「訪問介護」と「家政婦」サービスの提供	ホームヘルパーが朝から夕方まで入り、介護保険分と家政婦分で分けるつもりだが、算定可能か。	いわゆる「住み込み」ではなく利用者宅へ通勤する勤務形態の家政婦について、1回の訪問に係る滞在時間において、介護保険による「訪問介護」と個人契約による「家政婦」としてのサービスが混合して行われる場合、訪問介護のサービス内容が明確に区分して居宅サービス計画に位置付けられ、「訪問介護」と「家政婦」のサービスが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合に限り、当該訪問介護に要する所要時間に応じて算定できる。 また、この際、できるだけ個人契約による「家政婦」としてのサービスも居宅サービス計画に明記することとする。
24	訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の算定時に、身体介護に引き続き生活援助を行った場合、生活援助の単位数の加算は算定可能か。	算定可能。 また、本加算を算定する場合は、20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合においても、引き続き行われる生活援助の単位数を加算することができる。
25	訪問介護	頻回の訪問	利用者の事情により、短時間の間隔で複数回訪問介護サービスを提供する場合、それぞれの訪問について報酬を算定することは可能か。	前回の訪問介護の提供から概ね2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して算定する(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く)。 なお、所要時間20分未満の身体介護中心型の算定については、一定の基準を満たしていれば、前回提供した訪問介護から2時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定することができる。
26	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の提供	2人の訪問介護員によるサービス提供とは、どのようなケースが想定されるのか。	算定要件は以下のとおり。 ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ③その他利用者の状況等から判断して上記の状態に準ずると認められる場合。 なお、上記に該当する場合においても、利用者又はその家族等の同意を得る必要があることに留意すること。
27	訪問介護	外出介助	確定申告に必要なため、医療費領収書のコピーを取る必要がある。独居のためヘルパーの付き添いを考えているが、外出介助として算定することは可能か。	身体介護は、利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスと規定されている。 今回のケースは公的機関への手続き及びそれに必要な書類の準備にあたり、社会生活上必要な行為と考えられるため算定可能。
28	訪問介護	外出介助	通院が必要な利用者がいるが、病院までの送迎は家族(あるいは知人)が行うので、ヘルパーが病院で待ち合わせて、院内介助を行うことを計画しているが、算定可能か。	訪問介護は利用者の居宅において行われるものと規定されている。 したがって、居宅において行われる目的地に行くための準備を含む一連のサービス行為が行われなまま、居宅以外において行われる院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもって、訪問介護費を算定することはできない。
29	訪問介護	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取り扱いについて	17:30から19:00まで訪問介護サービスを提供した場合、夜間の加算は算定できるか。	当該加算は、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定するものであるため、問い合わせのように、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯でない場合には、当該加算は算定できない。
30	訪問介護	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取り扱いについて	7:50から9:20まで訪問介護サービスを提供した場合、早朝の加算は算定できるか。	利用時間が長時間にわたる場合、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては当該加算は算定できないものとされているため、問い合わせのような事例の場合当該加算は算定できない。

介護給付にかかるQ&A(令和6年12月1日 現在) 春日部市 介護保険課

番号	分 類	項 目	質 問	回 答
31	訪問介護	通院等乗降介助	通院等において利用者の状況等により2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合の取扱いについて	・通院等乗降介助を算定する場合は、「通院等乗降介助の2人」及び「通院等乗降介助1人・身体介護1人」の算定はできないため、通院等乗降介助1人を算定し、もう1人は自費となる。 ・身体介護で算定する場合は、移動支援として身体×2人を算定し、通院等乗降介助は算定しない。
32	訪問看護	訪問看護指示書	指示書を出していた医師の所属する病院が急に廃業となり、医療系サービスの指示書がもらえない。このような場合、訪問看護等のサービスはどうすればよいのか。	サービスを継続する場合、速やかに他の病院等を受診し、指示書の交付を受ける必要がある。 指示書の有効期間が切れたのち、新たな指示書の交付を待たずにサービスを提供した場合、訪問看護費の算定はできない。
33	訪問看護	看護職員による定期的な訪問	理学療法士等によるリハビリテーションを中心とした利用の場合、看護職員による定期的な訪問が必要とされているが、「定期的」とは具体的にどのような頻度か。	訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを鑑みて、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員の訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、初回の訪問については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、原則看護職員による訪問とすること。 また、看護職員による訪問について、必ずしもケアプランに位置付けて算定することを求めるものではないが、算定しない場合、訪問日時・場所等必要な情報は必ず記録しておくこと。
34	訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	ペースメーカーの交換等をするため、定期的に2、3日入院している。退院後に訪問リハビリを再開する場合、短期集中リハビリテーション実施加算を算定できるか。	短期集中リハビリテーション実施加算における退院・退所日とは、利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日をいう。 問い合わせのようなペースメーカーの交換等の定期的な入院の場合、上記のような疾患の治療のための入院とは考えにくいため、短期集中リハビリテーション実施加算の算定はできない。
35	訪問リハビリテーション	通所系サービスとの併用	通所リハビリテーションの利用者が訪問リハビリテーションを利用した場合、訪問リハビリテーション費は算定できるか。	訪問リハビリテーション費は、通院が困難な利用者に対して給付するものとされているが、指定通所リハビリテーションのみでは家庭内におけるADLの自立が困難である場合の、家屋状況の確認を含めた指定訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果必要と判断された場合は算定できる。 なお、「通院が困難」の趣旨は、通院により同様のサービスが担保されるのであれば、通所型を優先するということである。
36	通所介護	ショートステイ退所日のサービス利用	ショートステイ退所日に通所介護を利用した場合、算定は可能か。	ショートステイ退所日に居宅サービスは別に算定できるが、ショートステイにおいて機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所日に通所介護を機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。
37	通所介護	送迎減算	通所介護の利用を希望しているが、事業所が「その地区で他に利用者がいない」ことを理由に送迎を拒否されてしまった。このような場合に介護タクシーを利用して通所を行うことは可能か。	通所介護は送迎が基本単位に包括されているため、利用者の心身の状況により当該事業所の送迎を利用することができないなど特別な事情のない限り、当該事業所の送迎を利用することとし、別に訪問介護費は算定不可。
38	通所介護	送迎減算	送迎の場所は自宅以外でもよいか。	利用者の居住実態があり、事業所の運営上支障がなく、利用者・家族の同意が得られている場合に限り送迎減算を適用しない。
39	通所介護	サービス提供時間中の保険外サービス	デイサービス利用中に理美容のサービスを受けることは可能か。	理美容サービスは介護保険によるサービスには含まれないが、デイサービス利用中に、通所サービスとは別に利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは可能。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。 なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれない。
40	短期入所生活介護	送迎加算	送迎加算について、徒歩での送迎の場合においても加算を算定することは可能か。	通所介護の送迎が徒歩で行われた場合にも減算の対象とならないことを鑑み、短期入所生活介護における徒歩での送迎についても、当該加算を算定できる。
41	短期入所生活介護	同日利用	もともと利用していた事業所を退所し、同日中に別事業所で利用を開始した場合、それぞれの事業所で算定することは可能か。また、その際の入所日数の数え方はどうなるか。	それぞれの事業所で算定可能。 また、短期入所の日数については、原則として、入所した日及び退所した日を含む。具体的には下記の例を参照されたい。 【例】A事業所に4月1日に入所し、4月5日に退所。その後4月5日にB事業所に入所した場合 ・A事業所での利用日数は、4月1日～4月5日の5日。 ・B事業所での利用日数は4月5日から数え始めるため、利用を継続した場合4月29日が通算30日目となる。

介護給付にかかるQ&A(令和6年12月1日 現在) 春日部市 介護保険課

番号	分 類	項 目	質 問	回 答
42	小規模多機能型居宅介護	請求	午前中に短期入所生活介護を利用し、午後から小規模多機能型居宅介護を利用するが、同日算定は可能か。	短期入所生活介護の利用が午前中で終了している場合は算定可能。同月のケアプラン代は、ショートステイ利用時点の居宅介護支援事業所が請求する。 なお、小規模多機能型居宅介護の登録者が短期入所生活介護を利用した場合、その期間中は小規模多機能型居宅介護費は算定できない点に留意すること。
43	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	短期入所系サービス利用時の取扱い	利用者がショートステイを利用した場合、報酬はどのように算定したらよいか。	短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く。)を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。
44	福祉用具貸与	例外給付	軽度者が車いすの貸与を希望している場合、「例外給付」の申請が必要か。	軽度者に対する車いすの貸与については、利用者が ①日常的に歩行が困難なもの(認定調査票1ー7「歩行」が「3:できない」に該当するもの) ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの のいずれかに該当する場合に可能となる。いずれの場合も、春日部市への例外給付の申請は必要ない。 なお、②に該当するか否かについては、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が判断することができる。
45	福祉用具貸与	付属品のみの貸与	特殊寝台や車いすの付属品のみを貸与の対象として報酬算定することは可能か。	利用者が自費による貸与あるいは購入を行い、すでに特殊寝台や車いすを利用している場合、算定可能。 ただし、軽度者の場合は例外給付の申請が必要となる。なお、この場合の「特殊寝台」や「車いす」とは、介護保険適用となりうるものを指し、例えば特殊寝台でない通常のベッドを利用している場合などは、付属品のみの貸与は算定の対象とならないので留意すること。
46	福祉用具貸与	居宅外の貸与	短期入所を利用するにあたり福祉用具貸与を利用することは可能か。	指定短期入所生活介護事業所は、サービスを提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならないとされているため、必要と考えられる福祉用具は事業所が備えておく必要がある。 そもそも福祉用具貸与は居宅サービスであり、利用者の居宅において選定、貸与されるものとされているため、居宅以外での利用の場合は原則算定不可。
47	福祉用具貸与	複数貸与	福祉用具貸与において同一品目の複数貸与の取扱いについて	住環境等により屋外と室内で同一品の利用が困難な場合など、福祉用具同一品目の複数の貸与(購入)が必要な場合は、同一品目の必要性がわかるアセスメントの結果を残した上で、居宅サービス計画書(介護予防サービス・支援計画書)に位置付け、サービス担当者会議においてその必要性について協議すること。
48	福祉用具購入	同一品目	福祉用具購入後に同じものを購入できるか	購入した福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合は、申請書と併せて理由書を添付して市に提出。汚れは不可。